

No.	質問内容	回答
<b>補助対象経費について</b>		
1	補助金はいくらまで出ますか？	1団体につき「40,000円」が上限となります。予算の範囲内において、対象となる経費の全額を補助します。
2	部員全員で使うボールやビブス、大会への参加費は対象になりますか？	はい、対象となります。クラブの運営に必要な備品や消耗品の購入費、大会参加料、競技連盟への団体登録料などは補助対象経費に含まれます。
3	個人のユニフォームやシューズを補助金で購入できますか？	いいえ、購入できません。特定の個人が所有・使用する物品(ユニフォーム、練習着、シューズなど)は、補助の対象外となります。また、活動中の飲食代(食糧費)も対象外です。
4	交付決定が出る前に購入した経費の領収書は認められますか？	いいえ、認められません。市の交付決定を受ける前に着手(購入・契約等)した事業に要する経費は、補助の対象となりませんので必ず決定通知が届いてから手配を行ってください。
5	指導者の資格取得費用はすべて対象になりますか？	全てではありません。日本中学校体育連盟主催の大会へ出場するために「新たに」必要となった指導者資格の取得費用は対象となりますが、個人の技能向上のための資格取得は対象外となります。
6	「お品代」とのみ記載されているような、具体的な内容がわからない領収書は補助金の対象になりますか？	対象になりません。補助対象経費であること(個人用ではないか、対象外の品目ではないか等)を事務局で確認する必要がありますため、必ず「具体的な品名」が記載された領収書、または購入内訳のわかるレシートを提出してください。
7	ネット通販(Amazonや楽天など)で購入してもいいですか？	はい、ネット通販で購入いただいて構いません。その際、購入が確認できる「注文確認メール」の写し、または購入履歴から発行される「領収書」や「納品書」を提出していただくことになります。
8	ポイントや商品券、割引券を利用して買い物をした場合、補助金額はどうなりますか？	ポイントや割引を差し引いた後の「実質支払額」が補助対象経費となります。
9	備品や消耗品をネット通販で購入した際の「送料」や「代引き手数料」、銀行の「振込手数料」は補助対象になりますか？	いいえ、対象となりません。補助対象となるのは「商品本体の価格(税込)」のみです。手数料や送料分については、各団体でご負担ください。
10	領収書の宛名は「団体名」でないとダメですか？「個人名」でも認められますか？	原則として「団体名 + 代表指導者名」の併記をお願いします。もし店舗の都合等によりどうしても難しい場合は、事前に事務局までご相談ください。
11	大会参加費の支払いで領収書が出ない場合、どうすればいいですか？	原則として領収書がない経費は認められません。ただし、大会の公式サイト等で参加費が一律で定められている場合に限り、「大会に参加したことが確認できる書類(プログラムや結果表など)」をセットで提出いただくことで、領収書の代わりとして認める場合があります。
12	申請時よりも安く(高く)購入することになった場合、手続きはどうなりますか？	購入予定経費の単価の増減が「10%未満」であれば、変更申請の必要はありません。増減が「10%以上」になる場合は、あらかじめ変更申請の手続きを行ってください。
13	資格取得のための「受講料」だけでなく、「交通費」や「宿泊費」も対象になりますか？	いいえ、補助対象は「受講料」のみです。会場までの旅費や宿泊費は対象外となります。
14	中体連で定められた資格の「更新費用」は対象になりますか？	はい、対象となります。
15	40,000円の補助限度額に対し、60,000円の備品を購入したいのですが、差額を自費で払えば補助対象になりますか？	はい、対象となります。その場合、補助金から40,000円、残りの20,000円を各団体負担として支出してください。
16	1個8,000円の練習用ハードルを2個(合計16,000円)購入する場合、1万円を超えますが「備品」扱いになりますか？	いいえ、「消耗品」扱いとなります。金額の判定は、総額ではなく「1個あたりの単価(税込)」で行います。
17	本体価格9,500円、送料800円で、支払総額が10,300円になった場合は「備品」ですか？	「消耗品」扱いです。補助対象経費となるのは本体価格の9,500円のみであり、この金額が1万円未満であるため、備品としての管理や写真提出は不要です。
18	中体連で定められている資格よりも、さらに上位の資格を取得したいのですが対象になりますか？	いいえ、対象となりません。あくまで中体連で定められている「大会出場に必須となる資格」の取得・更新費用に限りです。
19	テーピングやコールドスプレーなどは、個人のケガに使うものですが対象になりますか？	はい、対象となります。ただし、特定の個人に配布して所有させるのではなく、チーム全体の救急箱などで一括管理し、必要に応じて共同で使用される場合に限りです。
<b>申請手続きについて</b>		
19	申請にはどのような書類が必要ですか？	姫カソクラブ支援補助金交付申請書(様式第1号)に、何にいくら使うかを記載した「補助対象経費支予算書」を添えて提出してください。
20	申請した内容(購入するものなど)を途中で変更したくなった場合は？	事前に「変更・廃止申請書(様式第3号)」を提出し、市長の承認を受ける必要があります。勝手に内容を変更してしまうと補助金が出なくなる可能性がありますので、必ず事前にご相談ください。
21	申請書を出してから、交付決定(通知)が届くまで何日くらいかかりますか？	各募集締め切りから、おおむね2週間程度で交付決定の通知を送付する予定です。詳細な日程については、ホームページに掲載している「交付スケジュール」をご確認ください。
22	概算払(前払い)で受け取った補助金を、事業終了後に使い切らなかった場合はどうすればいいですか？	実績報告に基づく精算時に、余った金額を返還していただくことになります。返還の手続きについては別途指示いたします。
<b>実績報告・支払いについて</b>		
23	事業が終わった後は、いつまでに報告が必要ですか？	事業(購入や大会参加等)が完了した日から1か月以内、または交付決定日より定められた精算期日までに「完了届(様式第5号)」及び「請求書(様式第6号)」を提出してください。
24	補助金の清算時には何が必要ですか？	請求書に加え、支払いの証拠となる「領収書」の提出が必要です。また、1万円以上の「備品」を購入した場合は、その備品が確認できる写真もあわせて提出してください。
25	補助金で購入した備品を、使わなくなったので捨ててもいいですか？	補助金で購入した財産は、大切に管理・運用する義務があります。勝手に売却や廃棄をすることはできません。ただし、長年の使用による故障や、消耗して使えなくなった場合は、市長の承認なしで廃棄が可能です。
26	領収書などの書類はいつまで保管しておけばいいですか？	補助事業が完了した年度の翌年度から起算して「5年間」の保存が義務付けられています。後日、市が監査(書類の確認や物品の点検)を行う場合がありますので、大切に保管してください。
27	5年間の書類保存について、紙の原本ではなくスキャンしたデータでの保存でも認められますか？	はい、データ(スキャンデータ等)での保存も認められます。ただし、内容が鮮明に確認できる状態で保管してください。